

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

▶ 各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

各サービスの基本報酬

基本報酬の見直し

概要

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

【告示改正】

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の增收効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

訪問介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

		<現行>	<改定後>
身体介護	20分未満	167単位	163単位
	20分以上30分未満	250単位	244単位
	30分以上 1時間未満	396単位	387単位
	1時間以上 1時間30分未満	579単位	567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位	82単位
生活援助	20分以上45分未満	183単位	179単位
	45分以上	225単位	220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位	65単位
通院等乗降介助		99単位	97単位

※訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

訪問入浴介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

訪問入浴介護

<現行>

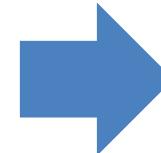
1,260単位

<改定後>

1,266単位

介護予防訪問入浴介護

852単位



856単位

訪問看護 基本報酬

単位数

○指定訪問看護ステーションの場合

- ・ 20分未満
- ・ 30分未満
- ・ 30分以上 1 時間未満
- ・ 1 時間以上 1 時間30分未満
- ・ 理学療法士、作業療法士
又は言語聴覚士の場合

	訪問看護	介護予防訪問看護
<現行>	313単位	302単位
314単位	470単位	450単位
821単位	823単位	792単位
1,125単位	1,128単位	1,087単位
293単位	294単位	283単位
		284単位

○病院又は診療所の場合 1

- ・ 20分未満
- ・ 30分未満
- ・ 30分以上 1 時間未満
- ・ 1 時間以上 1 時間30分未満

	訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護
<現行>	265単位	255単位	256単位
266単位	398単位	381単位	382単位
399単位	573単位	552単位	553単位
574単位	842単位	812単位	814単位
844単位			

○定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 と連携する場合 (1月につき)

	訪問看護	改定後
2,954単位	2,961単位	

訪問リハビリテーション 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

○訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 307単位



<改定後>

基本報酬 308単位

○介護予防訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 307単位



<改定後>

基本報酬 298単位

居宅療養管理指導 基本報酬①

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）

○医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導（Ⅰ）

（Ⅱ以外の場合に算定）

单一建物居住者が1人	514単位
单一建物居住者が2～9人	486単位
单一建物居住者が10人以上	445単位

<改定後>

515単位
487単位
446単位

(2) 居宅療養管理指導（Ⅱ）

（在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定）

单一建物居住者が1人	298単位
单一建物居住者が2～9人	286単位
单一建物居住者が10人以上	259単位



299単位
287単位
260単位

○歯科医師が行う場合

单一建物居住者が1人	516単位
单一建物居住者が2～9人	486単位
单一建物居住者が10人以上	440単位

517単位
487単位
441単位



○薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師

单一建物居住者が1人	565単位
单一建物居住者が2～9人	416単位
单一建物居住者が10人以上	379単位

566単位
417単位
380単位



(2) 薬局の薬剤師

单一建物居住者が1人	517単位
单一建物居住者が2～9人	378単位
单一建物居住者が10人以上	341単位
情報通信機器を用いて行う場合	45単位

518単位
379単位
342単位
46単位



居宅療養管理指導 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）

○管理栄養士が行う場合

(1) 当該事業所の管理栄養士

单一建物居住者が1人	544単位
单一建物居住者が2～9人	486単位
单一建物居住者が10人以上	443単位

<現行>

<改定後>



(2) 当該事業所以外の管理栄養士

单一建物居住者が1人	524単位
单一建物居住者が2～9人	466単位
单一建物居住者が10人以上	423単位

<改定後>

<改定後>

单一建物居住者が1人	361単位
单一建物居住者が2～9人	325単位
单一建物居住者が10人以上	294単位



○歯科衛生士が行う場合

单一建物居住者が1人	362単位
单一建物居住者が2～9人	326単位
单一建物居住者が10人以上	295単位

通所介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

通常規模型

<現行>

<改定後>

大規模型Ⅰ

<現行>

<改定後>

要介護1 655単位

658単位

要介護1

626単位

629単位

要介護2 773単位

777単位

要介護2

740単位

744単位

要介護3 896単位

900単位

要介護3

857単位

861単位

要介護4 1,018単位

1,023単位

要介護4

975単位

980単位

要介護5 1,142単位

1,148単位

要介護5

1,092単位

1,097単位

大規模型Ⅱ

<現行>

<改定後>

要介護1 604単位

607単位

要介護2 713単位

716単位

要介護3 826単位

830単位

要介護4 941単位

946単位

要介護5 1,054単位

1,059単位



通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション（7時間以上8時間未満の場合）

通常規模型	<現行>	<改定後>	大規模型	<現行> I / II	<改定後>
要介護 1	757単位	762単位	要介護 1	734/708単位	714単位
要介護 2	897単位	903単位	要介護 2	868/841単位	847単位
要介護 3	1,039単位	1,046単位	要介護 3	1,006/973単位	983単位
要介護 4	1,206単位	1,215単位	要介護 4	1,166/1,129単位	1,140単位
要介護 5	1,369単位	1,379単位	要介護 5	1,325/1,282単位	1,300単位

※旧大規模型 I 及び II については廃止し、大規模型に統合する。

※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できることとする。

○介護予防通所リハビリテーション

要支援 1	<現行> 2,053単位/月	→	<改定後> 2,268単位/月
要支援 2	3,999単位/月		4,228単位/月

短期入所生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

単独型・従来型個室

	<現行>
要支援1	474単位
要支援2	589単位
要介護1	638単位
要介護2	707単位
要介護3	778単位
要介護4	847単位
要介護5	916単位

<改定後>

479単位
596単位
645単位
715単位
787単位
856単位
926単位

併設型・従来型個室

	<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
要支援1	446単位	451単位	要支援1	446単位
要支援2	555単位	561単位	要支援2	555単位
要介護1	596単位	603単位	要介護1	596単位
要介護2	665単位	672単位	要介護2	665単位
要介護3	737単位	745単位	要介護3	737単位
要介護4	806単位	815単位	要介護4	806単位
要介護5	874単位	884単位	要介護5	874単位

単独型・ユニット型個室

	<現行>
要支援1	555単位
要支援2	674単位
要介護1	738単位
要介護2	806単位
要介護3	881単位
要介護4	949単位
要介護5	1,017単位

<改定後>

561単位
681単位
746単位
815単位
891単位
959単位
1,028単位

併設型・ユニット型個室

	<現行>	<改定後>
要支援1	523単位	529単位
要支援2	649単位	656単位
要介護1	696単位	704単位
要介護2	764単位	772単位
要介護3	838単位	847単位
要介護4	908単位	918単位
要介護5	976単位	987単位

短期入所療養介護 基本報酬①

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)

<現行>

要支援 1	610単位
要支援 2	768単位
要介護 1	827単位
要介護 2	876単位
要介護 3	939単位
要介護 4	991単位
要介護 5	1,045単位

<改定後>

613単位
774単位
830単位
880単位
944単位
997単位
1,052単位



○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)

<現行>

要支援 1	658単位
要支援 2	817単位
要介護 1	875単位
要介護 2	951単位
要介護 3	1,014単位
要介護 4	1,071単位
要介護 5	1,129単位

<改定後>

672単位
834単位
902単位
979単位
1,044単位
1,102単位
1,161単位



短期入所療養介護 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6：1、介護4：1)

<現行>	
要支援 1	626単位
要支援 2	784単位
要介護 1	849単位
要介護 2	960単位
要介護 3	1,199単位
要介護 4	1,300単位
要介護 5	1,391単位



<改定後>	
	639単位
	801単位
	867単位
	980単位
	1,224単位
	1,328単位
	1,421単位

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6：1、介護4：1)

<現行>	
要支援 1	614単位
要支援 2	772単位
要介護 1	837単位
要介護 2	946単位
要介護 3	1,181単位
要介護 4	1,280単位
要介護 5	1,370単位



<改定後>	
	627単位
	788単位
	855単位
	966単位
	1,206単位
	1,307単位
	1,399単位

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○特定施設入居者生活介護

	<現行>
要支援1	182単位
要支援2	311単位
要介護1	538単位
要介護2	604単位
要介護3	674単位
要介護4	738単位
要介護5	807単位



	<改定後>
	183単位
	313単位
	542単位
	609単位
	679単位
	744単位
	813単位

○地域密着型特定施設入居者生活介護

	<現行>
要介護1	542単位
要介護2	609単位
要介護3	679単位
要介護4	744単位
要介護5	813単位



	<改定後>
	546単位
	614単位
	685単位
	750単位
	820単位

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

居宅介護支援費（Ⅰ）

- ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

	<現行>
a 要介護1又は2	1,076単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位



	<改定後>
	1,086単位
	1,411単位

居宅介護支援費（Ⅱ）

- ・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

	<現行>
a 要介護1又は2	1,076単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位

	<現行>	<改定後>
a 要介護1又は2	1,076単位	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位	1,411単位



○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	539単位
b 要介護3、4又は5	698単位



544単位
704単位

○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	522単位
b 要介護3、4又は5	677単位



527単位
683単位

○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	323単位
b 要介護3、4又は5	418単位



326単位
422単位

○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	313単位
b 要介護3、4又は5	406単位



316単位
410単位

介護予防支援費

- 地域包括支援センターが行う場合
- 指定居宅介護支援事業所が行う場合

<現行>

438単位
新規

<改定後>

442単位
472単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬

単位数

※以下の単位数は1月あたり（夜間訪問型の定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費を除く）

	<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
一体型事業所 (訪問看護なし)			一体型事業所 (訪問看護あり)	
要介護1	5,697単位	5,446単位	要介護1	8,312単位
要介護2	10,168単位	9,720単位	要介護2	12,985単位
要介護3	16,883単位	16,140単位	要介護3	19,821単位
要介護4	21,357単位	20,417単位	要介護4	24,434単位
要介護5	25,829単位	24,692単位	要介護5	29,601単位
連携型事業所 (訪問看護なし)				
要介護1	5,697単位	5,446単位		
要介護2	10,168単位	9,720単位		
要介護3	16,883単位	16,140単位		
要介護4	21,357単位	20,417単位		
要介護5	25,829単位	24,692単位		
夜間訪問型（新設）				
基本夜間訪問型サービス費		989単位		
定期巡回サービス費		372単位		
随時訪問サービス費（Ⅰ）		567単位		
随時訪問サービス費（Ⅱ）		764単位		

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数

夜間対応型訪問介護（Ⅰ）【定額】 + 【出来高】

【定額】

基本夜間対応型訪問介護費
(オペレーションサービス部分)

<現行>

1,025単位/月



<改定後>

989単位/月

【出来高】

定期巡回サービス費
(訪問サービス部分)

386単位/回

372単位/回

随時訪問サービス費（Ⅰ）
(訪問サービス部分)

588単位/回



567単位/回

随時訪問サービス費（Ⅱ）
(訪問サービス部分)

792単位/回

764単位/回

夜間対応型訪問介護（Ⅱ）【包括報酬】

2,800単位/回



2,702単位/回

※夜間対応型訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

地域密着型通所介護 基本報酬

単位数

○地域密着型通所介護（1回あたり）※7時間以上8時間未満の場合

	<現行>	<改定後>
要介護 1	750単位	753単位
要介護 2	887単位	890単位
要介護 3	1,028単位	1,032単位
要介護 4	1,168単位	1,172単位
要介護 5	1,308単位	1,312単位



○療養通所介護

	<現行>	<改定後>	
療養通所介護	12,691単位	12,785単位	(1月あたり)
短期利用の場合	(新設)	1,335単位	(1日あたり)



認知症対応型通所介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

単独型

	<現行>
要支援1	859単位
要支援2	959単位
要介護1	992単位
要介護2	1,100単位
要介護3	1,208単位
要介護4	1,316単位
要介護5	1,424単位

<改定後>

861単位
961単位
994単位
1,102単位
1,210単位
1,319単位
1,427単位

併設型

	<現行>
要支援1	771単位
要支援2	862単位
要介護1	892単位
要介護2	987単位
要介護3	1,084単位
要介護4	1,181単位
要介護5	1,276単位

<改定後>

773単位
864単位
894単位
989単位
1,086単位
1,183単位
1,278単位

共用型

	<現行>
要支援1	483単位
要支援2	512単位
要介護1	522単位
要介護2	541単位
要介護3	559単位
要介護4	577単位
要介護5	597単位

<改定後>

484単位
513単位
523単位
542単位
560単位
578単位
598単位

認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数

【入居の場合】

1 ユニットの場合

	<現行>	<改定後>
要支援 2	760単位	761単位
要介護 1	764単位	765単位
要介護 2	800単位	801単位
要介護 3	823単位	824単位
要介護 4	840単位	841単位
要介護 5	858単位	859単位

2 ユニット以上の場合

	<現行>	<改定後>
要支援 2	748単位	749単位
要介護 1	752単位	753単位
要介護 2	787単位	788単位
要介護 3	811単位	812単位
要介護 4	827単位	828単位
要介護 5	844単位	845単位

【短期利用の場合】

1 ユニットの場合

	<現行>	<改定後>
要支援 2	788単位	789単位
要介護 1	792単位	793単位
要介護 2	828単位	829単位
要介護 3	853単位	854単位
要介護 4	869単位	870単位
要介護 5	886単位	887単位

2 ユニット以上の場合

	<現行>	<改定後>
要支援 2	776単位	777単位
要介護 1	780単位	781単位
要介護 2	816単位	817単位
要介護 3	840単位	841単位
要介護 4	857単位	858単位
要介護 5	873単位	874単位

小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数

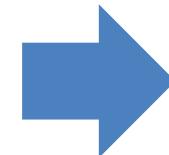
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(1月あたり)

要支援 1	3,438単位
要支援 2	6,948単位
要介護 1	10,423単位
要介護 2	15,318単位
要介護 3	22,283単位
要介護 4	24,593単位
要介護 5	27,117単位

<現行>

<改定後>

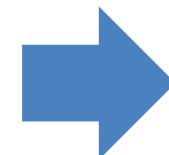


3,450単位
6,972単位
10,458単位
15,370単位
22,359単位
24,677単位
27,209単位

同一建物に居住する者に対して行う場合

(1月あたり)

要支援 1	3,098単位
要支援 2	6,260単位
要介護 1	9,391単位
要介護 2	13,802単位
要介護 3	20,076単位
要介護 4	22,158単位
要介護 5	24,433単位

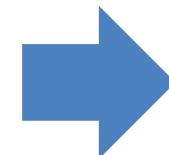


3,109単位
6,281単位
9,423単位
13,849単位
20,144単位
22,233単位
24,516単位

短期利用の場合

(1日あたり)

要支援 1	423単位
要支援 2	529単位
要介護 1	570単位
要介護 2	638単位
要介護 3	707単位
要介護 4	774単位
要介護 5	840単位



424単位
531単位
572単位
640単位
709単位
777単位
843単位

看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
(1月あたり)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	12,438単位	12,447単位
要介護 2	17,403単位	17,415単位
要介護 3	24,464単位	24,481単位
要介護 4	27,747単位	27,766単位
要介護 5	31,386単位	31,408単位

同一建物に居住する者に対して行う場合
(1月あたり)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	11,206単位	11,214単位
要介護 2	15,680単位	15,691単位
要介護 3	22,042単位	22,057単位
要介護 4	25,000単位	25,017単位
要介護 5	28,278単位	28,298単位

短期利用の場合
(1日あたり)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	570単位	571単位
要介護 2	637単位	638単位
要介護 3	705単位	706単位
要介護 4	772単位	773単位
要介護 5	838単位	839単位

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護福祉施設サービス費（従来型個室）

	<現行>	<改定後>
要介護 1	573単位	589単位
要介護 2	641単位	659単位
要介護 3	712単位	732単位
要介護 4	780単位	802単位
要介護 5	847単位	871単位



○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）

	<現行>	<改定後>
要介護 1	652単位	670単位
要介護 2	720単位	740単位
要介護 3	793単位	815単位
要介護 4	862単位	886単位
要介護 5	929単位	955単位



○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）

	<現行>	<改定後>
要介護 1	582単位	600単位
要介護 2	651単位	671単位
要介護 3	722単位	745単位
要介護 4	792単位	817単位
要介護 5	860単位	887単位



○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）

	<現行>	<改定後>
要介護 1	661単位	682単位
要介護 2	730単位	753単位
要介護 3	803単位	828単位
要介護 4	874単位	901単位
要介護 5	942単位	971単位



介護老人保健施設 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)

	<現行>	<改定後>
要介護1	788単位	793単位
要介護2	836単位	843単位
要介護3	898単位	908単位
要介護4	949単位	961単位
要介護5	1,003単位	1,012単位



○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	<現行>	<改定後>
要介護1	836単位	871単位
要介護2	910単位	947単位
要介護3	974単位	1,014単位
要介護4	1,030単位	1,072単位
要介護5	1,085単位	1,125単位



○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)(基本型)

	<現行>	<改定後>
要介護1	796単位	802単位
要介護2	841単位	848単位
要介護3	903単位	913単位
要介護4	956単位	968単位
要介護5	1,009単位	1,018単位



○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(ii)(ユニット型個室)(在宅強化型)

	<現行>	<改定後>
要介護1	841単位	876単位
要介護2	915単位	952単位
要介護3	978単位	1,018単位
要介護4	1,035単位	1,077単位
要介護5	1,090単位	1,130単位



介護医療院 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○ I型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	825単位	833単位
要介護 2	934単位	943単位
要介護 3	1,171単位	1,182単位
要介護 4	1,271単位	1,283単位
要介護 5	1,362単位	1,375単位

○ II型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	779単位	786単位
要介護 2	875単位	883単位
要介護 3	1,082単位	1,092単位
要介護 4	1,170単位	1,181単位
要介護 5	1,249単位	1,261単位

○ユニット型 I型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	842単位	850単位
要介護 2	951単位	960単位
要介護 3	1,188単位	1,199単位
要介護 4	1,288単位	1,300単位
要介護 5	1,379単位	1,392単位

○ユニット型 II型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)

	<現行>	<改定後>
要介護 1	841単位	849単位
要介護 2	942単位	951単位
要介護 3	1,162単位	1,173単位
要介護 4	1,255単位	1,267単位
要介護 5	1,340単位	1,353単位

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

各サービスの基本報酬

▶ 各サービスの改定事項(再掲)

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

1. (1)訪問介護

改定事項

- 訪問介護 基本報酬
- ① 1(2)①訪問介護における特定事業所加算の見直し
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑥ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑨ 4(1)①訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ⑩ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑪ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

1. (2)訪問入浴介護

改定事項

- 訪問入浴介護 基本報酬
- ① 1(4)②訪問入浴介護における看取り対応体制の評価
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し★
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑦ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑧ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者のサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑨ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

1. (3)訪問看護

改定事項

- 訪問看護 基本報酬
- ① 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価★
- ② 1(3)⑦円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進★
- ③ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ④ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実★
- ⑪ 3(3)④訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★
- ⑫ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化★
- ⑬ 4(1)②理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

1. (4)訪問リハビリテーション①

改定事項

- 訪問リハビリテーション 基本報酬
- ① 1(3)⑧医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ② 1(3)⑨退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑥ 1(7)②訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進
- ⑦ 2(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の
一体的取組の推進
- ⑧ 2(1)⑥訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★
- ⑨ 2(1)⑦要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化★
- ⑩ 2(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価
(予防のみ)
- ⑪ 2(1)⑨退院直後の診療未実施減算の免除★
- ⑫ 2(1)⑩診療未実施減算の経過措置の延長等★

1. (4)訪問リハビリテーション②

改定事項

- ⑬ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- ⑭ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑮ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

1. (5)居宅療養管理指導

改定事項

- 居宅療養管理指導 基本報酬
 - ① 1(3)②患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進★
 - ② 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
 - ③ 2(1)⑯居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実★
 - ④ 2(1)⑯居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実★
 - ⑤ 2(1)⑳管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し★
 - ⑥ 3(3)⑥薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し★
 - ⑦ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
 - ⑧ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★
 - ⑨ 5④居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長★

1. (6)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑦ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑧ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ⑪ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ⑫ 3(3)⑪随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ⑬ 4(2)②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者のサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

1. (7)夜間対応型訪問介護

改定事項

- 夜間対応型訪問介護 基本報酬
- ① 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ② 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ③ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ④ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑤ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑥ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑦ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑧ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

2. (1)通所介護・地域密着型通所介護①

改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- ⑥ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑦ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ⑧ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑨ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑩ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い

2. (1)通所介護・地域密着型通所介護②

改定事項

- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑬ 3(3)⑦通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

2. (2)認知症対応型通所介護

改定事項

- 認知症対応型通所介護 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し★
- ⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベーアップ等支援加算の一本化★
- ⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

2. (3)通所リハビリテーション①

改定事項

- 通所リハビリテーション 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(2)③通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡充★
- ③ 1(3)⑧医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ④ 1(3)⑨退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑨ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑩ 2(1)⑥訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★

2. (3)通所リハビリテーション②

改定事項

- ⑪ 2(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価（予防のみ）
- ⑫ 2(1)⑪通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し
- ⑬ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- ⑭ 2(2)②通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し
- ⑮ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑯ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑰ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑱ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑲ 4(2)①運動器機能向上加算の基本報酬への包括化（予防のみ）
- ⑳ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ㉑ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

2. (4)療養通所介護

改定事項

- 療養通所介護 基本報酬
- ① 1(3)④療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の推進
- ② 1(3)⑤療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑦ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑧ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑨ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑩ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

3. (1)短期入所生活介護

改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- ① 1(4)⑤短期入所生活介護における看取り対応体制の強化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★
- ⑬ 4(1)③短期入所生活介護における長期利用の適正化★

3. (2)短期入所療養介護

改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- ① 1(3)③総合医学管理加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方
策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員
配置基準の緩和★
- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑬ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★

4. (1)小規模多機能型居宅介護

改定事項

- 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)④（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
- ⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

4. (2)看護小規模多機能型居宅介護①

改定事項

- 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価
- ③ 1(3)⑥看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進
- ④ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ⑤ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
- ⑥ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑦ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑧ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑨ 1(7)④（看護）小規模多機能居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑩ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑪ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ⑫ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑭ 3(2)①テレワークの取扱い

4. (2)看護小規模多機能型居宅介護②

改定事項

- ⑬ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ⑭ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ⑮ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑯ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- ⑰ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑲ 5③特別地域加算の対象地域の見直し
- ⑳ 5⑥看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

5. (1)福祉用具貸与

改定事項

- ① 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ② 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ③ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ④ 1(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
- ⑤ 1(8)②モニタリング実施時期の明確化★
- ⑥ 1(8)③モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
- ⑦ 1(8)④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑩ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

5. (2)特定福祉用具販売

改定事項

- ① 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ② 1(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
- ③ 1(8)④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
- ④ 3(2)①テレワークの取扱い★

6. 居宅介護支援①

改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
 - ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
 - ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
 - ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
 - ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
 - ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
 - ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
 - ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
 - ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
 - ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
 - ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
 - ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
 - ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
 - ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

6. 居宅介護支援②

改定事項

- ⑯ 3 (3) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑯ 4 (1) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5 ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑯ 5 ③ 特別地域加算の対象地域の見直し★

7. (1)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護①

改定事項

- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑫特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化
- ② 1(3)⑬特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し
- ③ 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築★
- ④ 1(3)⑰協力医療機関との定期的な会議の実施★
- ⑤ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑥ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑦ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑧ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑨ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑩ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑪ 2(1)⑯特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化★
- ⑫ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑬ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

7. (1)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護②

改定事項

- ⑭ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑮ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑯ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑰ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑱ 3(2)④生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化★
- ⑲ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

7. (2)認知症対応型共同生活介護①

改定事項

- 認知症対応型共同生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑰協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

7. (2)認知症対応型共同生活介護②

改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護①

改定事項

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯配置医師緊急時対応加算の見直し
- ② ○ 1(3)⑰介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知
- ③ ○ 1(3)⑱介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価
- ④ ○ 1(3)⑲協力医療機関との連携体制の構築
- ⑤ ○ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ⑥ ○ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ⑦ ○ 1(3)㉒介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ⑧ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑨ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑩ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑪ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑫ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑬ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑭ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護②

改定事項

- ⑯ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑰ ○ 2(1)⑯介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑱ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑲ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑳ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ㉑ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉒ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ㉓ ○ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ㉔ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉕ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉖ ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉗ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉘ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護③

改定事項

- ㉙ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉚ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉛ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉜ ○ 3(3)⑯小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し
- ㉝ ○ 4(2)③経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

8. (2)介護老人保健施設①

改定事項

- 介護老人保健施設 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯所定疾患施設療養費の見直し
- ② ○ 1(3)⑰協力医療機関との連携体制の構築
- ③ ○ 1(3)⑲協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ ○ 1(3)⑳入院時等の医療機関への情報提供
- ⑤ ○ 1(3)㉑介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進
- ⑥ ○ 1(4)㉒介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し
- ⑦ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑧ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑨ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑩ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑪ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑫ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑬ ○ 1(7)⑥介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

8. (2)介護老人保健施設②

改定事項

- ⑯ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑰ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑱ ○ 2(1)⑬介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し
- ⑲ ○ 2(1)⑯介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑳ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ㉑ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ㉒ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ㉓ ○ 2(2)④介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進
- ㉔ ○ 2(2)⑤かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し
- ㉕ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉖ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ㉗ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉘ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

8. (2)介護老人保健施設③

改定事項

- ㉗ ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉘ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉙ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ㉚ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉛ ○ 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ㉜ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉝ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉞ ○ 4(2)④認知症情報提供加算の廃止
- ㉟ ○ 4(2)⑤地域連携診療計画情報提供加算の廃止

8. (3)介護医療院①

改定事項

- 介護医療院 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築
- ② ○ 1(3)⑰協力医療機関との定期的な会議の実施
- ③ ○ 1(3)⑱入院時等の医療機関への情報提供
- ④ ○ 1(4)⑧介護医療院における看取りへの対応の充実
- ⑤ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑥ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑦ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑧ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑨ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑩ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑪ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑫ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

8. (3)介護医療院②

改定事項

- (13) ○ 2(1)⑯介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- (14) ○ 2(1)⑰退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- (15) ○ 2(1)⑱再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- (16) ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- (17) ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- (18) ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- (19) ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- (20) ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- (21) ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- (22) ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- (23) ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- (24) ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- (25) ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- (26) ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- (27) ○ 4(2)⑥長期療養生活移行加算の廃止